



知っ得!

# 離婚周辺の知識や法律

## —— 詳細編 ——

- 離婚の種類
- 離婚原因の根拠
- 離婚原因の証明
- 家庭内暴力について
- 現在の離婚事情
- 離婚の基本
  - ・協議離婚
  - ・調停離婚
  - ・審判離婚
  - ・裁判離婚
- 離婚にかかわる金銭問題
  - ・慰謝料
  - ・財産分与
  - ・婚姻費用
  - ・養育費
  - ・裁判費用
- 親権問題
- 姓・戸籍の問題

# 離婚の種類

## —はじめに—

結婚は婚姻届の有無に関わらず、当事者間の想いはひとつしかありませんので、一緒に暮らそうが、離れて暮らそうが、その実状はシンプルです。

ところが、一旦結び付いたものを引き離そうとすると、双方に様々な思惑が生じてしまい、話がまとまらなくなるのが愛憎抜き差しならないカップルの世界です。

もちろん、そこにはお金の問題も絡んできて、いっそう話を複雑にします。

夫婦二人の話し合いでは解決しないかもしれませんし、専門的な知識を持っている誰かに手伝って欲しいと思うようになるかもしれません。

細かな知識は一先ず後に回して、ここでは、離婚を思い立った夫婦が辿る道筋を簡単に説明します。離婚はその法的段階によって以下の4種類に分けられます。

---

### 1. 協議離婚

夫婦の話し合いにより双方が合意して成立する離婚のことで、理由は特に問われません。離婚届を市区町村役場に提出し、受理を経て協議離婚が成立します。離婚の約9割を占めていて、裁判所が関わらない方法です。

未成年の子供がいる場合、離婚に際し「親権者」を決める必要があり、それまで離婚届は受理されません。

---

### 2. 調停離婚

夫婦のどちらかが応じない、親権、財産分与などを理由に話し合いがまとまらないといった場合は、家庭裁判所に「離婚調停」を請求します。

離婚調停では、2名の調停委員のもと意見調整を行い、双方の合意をもって「調停離婚」が成立します。離婚の約9%を占め、協議離婚に次いで多い離婚方法です。

---

### 3. 審判離婚

調停の最終段階に至ったものの、わずかな意見の相違によって調停が成立しない場合、調停に代えて裁判官が審判を下す、調停時のひとつの終結方法です。

但し、裁判官側からしても「双方の申し立ての趣旨に反しない限度」で審判を下さなければならないという拘束に縛られ、更に、審判を下したところで意義を申し立てられれば無効になるといった難しさがあります。その為、審判が下るのは年間100件程度と、極めて稀なケースとなっているのが現状です。

## 4. 裁判離婚

協議・調停を経ても離婚が成立しなかった場合、家庭裁判所に離婚訴訟を請求し、その判決に委ねます。判決が下されると、強制的に離婚が成立します。尚、裁判の中で夫婦が和解した場合には、「和解離婚」という方法を取ることができます。

ただし、どんな理由でも好き勝手に訴訟を起こして、離婚できる訳ではなく、次項で説明する法律で定められた離婚原因に該当していなければ、裁判では離婚が認められません。

---

### —まとめ—

テレビドラマや雑誌記事などの影響か、離婚といえば、すぐに裁判を思い描いてしまう人がいますが、実際は夫婦間で話を収めるケースがほとんどのようです。

他人に口出しして欲しくはない、プライバシーが知れ渡ってしまうといった心理と、裁判に費やされるお金と時間の問題を考えての結果だと思えます。

一緒に生活を共にしたいと気持ちをひとつにして暮らし始めた夫婦です。

別れることになっても、本来なら、相手の新しい生活の成功を願って円満な話し合いとなって欲しいものです。

ただし、どんなに良好な話し合いであっても、お金と子供のことについては明確にし、あとになって不要な揉め事に巻き込まれないようにしましょう。

私たちは、当サイトが相手からこうむる精神的、肉体的苦痛から逃れたいと思っている方々の参考になればと願っています。

**次項からは、離婚の周りに存在する法律や知識、防衛手段を紹介していきます。**

## 離婚原因の根拠

結婚とは、言わば夫婦間における生活共同の契約です。

一緒に生活したくなくなった、特に理由はないけど別れたいなど、安易で好き勝手な理由では離婚は認められません。

裁判所では、夫婦生活の実態が、民法770条1項で定める以下の状況に該当しているかをどうか審議して離婚が妥当との判決を下します。

---

### 1.不貞(浮気)行為

夫婦間には法律上「貞操義務」があり、夫婦どちらかの不貞行為によって結婚生活が困難になったと裁判所が認めた場合に離婚の判決が下されます。

不貞行為とは、配偶者を持つ人が自由な意志に基づいて、配偶者以外の異性と継続的に性的関係を結ぶことです。

代表的なケースとして、不倫が挙げられます。デートで食事をする、キスをする程度はこれにあたりません。

---

### 2.悪意の遺棄

正当な理由がなく、継続的に「夫婦としての同居及び協力扶助義務」を全うしないことです。夫婦生活というにふさわしい共同生活の維持を拒否する行為全般が対象となります。

---

### 3.3年以上の生死不明

配偶者の生死が不明となって3年以上が経過した場合は、原因を問わず離婚の判決が下されます。

---

### 4.回復の見込みがない強度の精神病

「同居し、互いに協力し扶助しなければならない義務」が夫婦双方にあり、その継続を十分に果たせないほどの精神障害を「強度の精神病」と言います。

「強度の精神病」を疾患し「回復が見込まれない」場合は離婚の判決が下されます。

## 5. 婚姻を継続しがたい重大な事由

性格の不一致、性生活の不一致、暴力、過度の宗教活動などを理由に結婚生活の継続が不可能であると判断された場合は離婚の判決が下されます。

判例では、以下のようなものがあります。

### 婚姻を継続しがたい重大な事由 判例

---

- 配偶者からの暴行・虐待・侮辱
- 定職に就かない、多額の借財がある
- 親族との不和
- 性格の不一致
- 性生活の異常
- 宗教活動
- 配偶者の犯罪行為
- 配偶者に対する訴訟、告訴が提起されている
- 重大な病気・身体障害

## 離婚原因の証明

訴訟には刑事訴訟と民事訴訟があるということは、皆さんご存知だと思います。ところが、刑事裁判は警察や検察が証拠を集めるという事は周知されているが、民事裁判は起こした当事者が証拠を用意しないとならないという事は、あまり知られていないようです。

つまり、法律で定める離婚原因を理由に裁判所へ離婚調停や訴訟を申し立てる場合には、その原因の立証が必要となり、民事訴訟であるので、請求側が自身で証拠を提示しなければならないのです。

以下では、不貞行為や家庭内暴力を原因とする離婚について紹介します。

### 不貞行為の証拠

不貞行為を理由に離婚請求する場合は、配偶者と異性の愛人との「性行為(肉体関係)を確認ないし、推認できる証拠」が必要となります。

推認というのは、その情報ひとつでは明確な証拠とはなりにくくても、蓄積したり、他の情報と組み合わせたりすることで形作られる論法が、明らかな証拠と同等の正当性を持っているということです。

裁判所では、詐欺や詐称行為を防ぐため、不貞行為の証拠を厳しく制限し、判例が認める不貞行為の意味も狭め、継続的に性交渉を結んだ関係かどうか限定しています。肉体関係とその継続性の立証が争点となります。

裁判では、どのような情報でも証拠として提出可能ですが、違法に取得したものや情報自体の証拠能力が疑われるようなものでは、有利な判決は得られませんし、証拠として否定され兼ねません。

また、配偶者宛の郵便物を開封して得た情報や電話の盗聴テープ、パソコンや携帯電話のロックを無断で解除して得た情報等は入手方法が違法という理由で証拠として成立しません。

以下に、不貞行為を立証する証拠と情報収集についての注意点をまとめます。

---

### 1. 写真や動画

映像は、ある人物が、この時間にどこにいたかを示す有力な情報です。

複数回にわたる愛人とのラブホテルへの出入りを収めた映像は、肉体関係を確認・推認できる証拠となります。

慰謝料や財産分与の際も、明確な証拠を所持していると有利です。

単なるデートやツーショットの映像だけでは、交際を証明しているだけなので、肉体関係を立証する証拠とは言えませんが、他の証拠との組み合わせで状況的に不貞行為と判断できる場合もあります。

## 2. 自白と謝罪文

配偶者やその愛人から不貞行為の事実を直接聞き出すのも証拠となりますが、あとになって言った・言わないという水掛け論に陥ってしまう場合もあるので、レコーダーを使って録音する、謝罪文を記述してもらうという手段を取る場合があります。

ただし、あとになって言い訳や指摘ができないように、内容には明白性を持たせなければなりませんし、デジタル機器を使った録音情報は、加工・改ざんが容易に可能という理由で、証拠能力が低いと判断される場合もあるので証拠として成立させるのは簡単ではありません。  
暴力をつかって脅迫状態をつくり、自白や謝罪文の記述を強要するのは犯罪です。

---

## 3. 手紙・メール

手紙のほか、携帯電話やPCを使ったメールのやり取りは写真に収めたり、データ保存したり、印刷して紙で保存したりといった手段で証拠として提出可能です。

ただし、不貞関係を強く想像できるような内容は少なく、交際の有無や親密度合いを推し量る程度の内容が多いようで、決定的な証拠とはなり難いです。

他の証拠との組み合わせや積み重ねにより、状況証拠としての成立を目指すのが有効です。

---

## 4. 領収書・メモ・スケジュール帳

避妊具などの購入履歴が記載してある領収書、利用したホテル名や待ち合わせの日付、時間、場所を記したメモやスケジュール帳は、積み重ねることで、証拠としての具体性を持つ可能性があるため、入手可能であれば、小まめに保管しておくのが有効です。

---

以上のように、明らかな性行為の現場の映像を入手するのは困難なので、証拠のほとんどは、性行為を推認できるかどうかを基本として取得することになります。

また、取得の際には相手側のプライバシーについて注意しないといけません。

## 不貞行為の時期と時効

不貞行為を原因とした離婚請求では、不貞が婚姻破綻の原因であるという因果関係の立証も必要となります。

夫婦関係が破綻していた状態で、その後に配偶者が異性と性的関係を持った場合、この性的関係と、夫婦関係の破綻には因果関係は認められないので、「不貞行為」を理由に離婚請求はできません。

また、離婚による慰謝料などの損害賠償請求には時効が存在します。

「不貞行為の事実とその相手を知ってから3年」または「不貞行為から20年」が経過すると慰謝料の請求権が消失してしまいます。

そのため、不貞行為を離婚の原因としたい場合は、夫婦双方がその事実を認知し合ってから3年以内に内容証明郵便や裁判を通した催告・請求の必要があり、そのあと、6ヶ月以内に訴訟を起こさなければなりません。

そのほかにも、財産分与の手続きは2年間で時効が成立しますので、離婚の際は注意が必要です。また、養育費は子供が独り立ちするまで、請求が認められています。あとになって経済面の負担などで生活が困った場合、まずは相手側と連絡を取ってみましょう。



## 家庭内暴力について

夫婦または恋人からの肉体的・精神的暴力を一般には「ドメスティックバイオレンス(DV)」と呼び、離婚と深くかかわりがある問題です。

被害報告は年々増加の傾向にあり、経済的には自立しても、精神的には幼いまま育ってしまい、苛立ちや劣等感など自身の中に溜まり続ける鬱屈した思考を処理できずに、弱者を痛めつけて得られる優越感や満たされる支配欲で代替行為とも言われています。

自身のことを完全に理解して、コントロールできる人はいません。

ドメスティックバイオレンスは、一部の特別な人のみに起こる出来事ではなく、学歴、職業、社会的地位、年収などに関係なく、あらゆる階層や地域に起きており、「いつでも」「どこでも」「誰にでも起こる可能性がある」のです。

「あなたの身近で」もしかしたら「あなた自身に起きているのに自覚がない」だけかもしれません。

どういう人が暴力をふるう加害者になるのかという断定はできませんが、多く見られた行動パターンと性格傾向をまとめてみました。

### DV加害者に共通する行動パターンと性格傾向

ドメスティックバイオレンスの加害者は、暴力をしているという自覚がないため、虐待の事実を否定する傾向があります。「たいしたことはしていない」と怪訝な表情を見せる人もいます。

加害者意識がないため、第三者が虐待であると指摘しても、当然更正しようという意志はありません。

---

#### (1)嫉妬深い(相手への過剰な期待)

友人との付き合いを制限する、何度も電話を掛けてどこにいるかをチェックする。

これははたして愛情でしょうか？

「そんなに私のことを思っていてくれるなんて」と感じる人は少数でしょうが「嫉妬」による行動は愛情と誤解しがちなものもあるようです。

しかし、嫉妬による行動は、単に相手を所有したいという独占欲に過ぎません。

それは「所有物」という、「物」として扱つかわれているということです。

相手はいつまでたっても「自分の所有物」であり、それが「勝手な行動を取ることを許さない」という思考のもと、嫉妬が増悪してストーカーと化し、いつまでも付きまとうなどの過度の執念深さが見られます。

## (2) 支配欲が強い(相手への過剰な依存)

男性に見られる性格傾向です。

社会事情や各取り決め、礼儀作法などについて家族内で自分が最も知識があると自意識過剰になってしまい、教育やしつけと称してことあるごとに子供の行動に口を出すだけでなく、「至らぬ妻のしつけ」とも言うのでしょうか、教えてやっている、気付かせてあげているというような立ち位置から妻を指摘する人を見たことがあるのではないのでしょうか？

対等な関係であるなら「しつけてやる」という発想は起こらないはずですよ。

---

## (3) せっかちな性格

電話に出なかつただけで怒る、応答を早急に求めて相手の意思が固まっていないのに要求をのませるなど強引でせっかちな性格の人は、そのような理不尽な行動を愛情と錯覚させる「結婚しなければ▲▲してやる」「あれほど、▲▲してやったのに…」など脅迫まがいの言動を口にしやすいです。

相手のことよりも、自分の思惑に固執している人を、パートナーとは呼べないのではないのでしょうか？

---

## (4) 傷つき易い、気難しい

自分が受ける侮辱には、異常なほど敏感に反応して激怒する反面、他人の痛みには全く気付かず、思い通りにならないことがあると、全てが怒りの引き金になってしまう人を見たことありませんか？

そして怒りを発散したあと少し経ってから、自分の怒りが衝動的なものではなく、正当な論理に基いてものであったというフォローをします。

事実とは異なる嘘や作り話で、正当性を補う場合もあります。

---

## (5) 厳格な性別役割意識

典型的な男尊女卑な考え方です。「卑=身分や地位が低い」と説明されています。

最近では、こういった考え方を信条としているような著しく偏狭な人はいないと思いますが、それでも男性の頭のどこかには肉体的、生理的な違いと言いつつ仕事の処理能力に対して「女性だから…」と陰口を叩いたり「子育ては女の仕事だ」「誰の金で飯が食えるんだ!」などと言ってしまうということはありませんか？

自身の支配に抵抗するものに対して、制裁のひとつとして、暴力行為を取ると言われています。

### (6) 孤立と拘束(他人の前で恥辱を与える)

人前で配偶者や恋人の自尊心を傷付けつつ、周囲から孤立させるような言動を取ったあと、二人きりになってから相手を過度に可愛がり「頼る者は他にいない」と思いたくなる状況を作って、相手の行き場を奪うだけではなく、思考を限定させるコミュニケーションの取り方は、潜在的な支配欲と言えます。

### (7) 人前と家庭内で行動や言動が変わる(二重人格性)

職場や友人、地域との関わりの中では「親切な人」「真面目」「面倒見が良い」などという評価で、誰からも信頼されていますが、一旦、家庭に入ると急にだらしなくなったり、自分本位な言動や行動に終始してしまったりする人を見たことはありませんか?このような人は、実際は傷つき易く、気難しい性格であったりして、表に出てこない分、余計にこじれた性質を持っていると言われています。

外見のいい相手から暴力を振るわれて、知人や親類に相談しても「あんなに人のいいご主人が…」と疑われるだけではなく、警察・裁判所に対しても受けが良くて「反省しているようだから…」と十分な制裁に繋がらない場合もあるようです。

酷いケースとしては「妻が精神的異常だった」「悪妻だった」などと言いつらされてしまい、行き場のない悔しさを味わい兼ねません。

### (8) 性的虐待

強引な性行為が、男らしくて頼りがいに繋がると信じ込んでいる人がいます。

また、暴力行為をしてしまっても、性行為に及べば仲直りができると考えてしまうような人もいます。

愛し過ぎているから暴力まで実行してしまい、力尽くでも性行為をしたいほど愛しているという「暴力行為=愛情表現=性行為」のような一般的には理解できない考え方です。

そのほか「SEXは妻の仕事のうち」といった暴言を浴びせたり、避妊に協力しないというケースも見られ、女性側だけが心身共に傷ついているのです。

### 暴力の種類

「殴る・蹴る」といった直接的な暴力以外にも次のようなものも全てドメスティックバイオレンスとして認められています。

- 身体的暴力(殴る・蹴る・髪を掴んで引っ張りまわす)
- 心理的暴力(人格を否定するような言葉を繰り返し言われる)
- 社会的暴力(外出や人付き合いを禁止される)
- 経済的な暴力(生活費を渡さない)
- 性的暴力(望まない性行為を強要される)

実際のケースでは、殴りながら言葉で罵倒するなど複数の暴力が同時に発生しているようです。ドメスティックバイオレンスは打撲や骨折などの外傷のほかにも、直接の被害者や暴力を目撃した子供の記憶に刻まれ、後遺症として精神的苦痛を発症するなど影響はいつまでも残ります。

### 暴力の連鎖

ドメスティックバイオレンスを行なったあと、加害者が一時的に反省し、被害者に対してとても優しく接する時期があります。

「ハネムーン期」と呼ばれている特徴的な行動で、被害者は「今度こそやり直せる」と信じて対応が遅れ、結局暴力が繰り返されることとなります。

また、暴力を受けたはけ口として、被害者から子供へと暴力が及ぶ場合もありますし、日常的に暴力の場に居合わせる、直接暴力の対象となるなどして育った子供は、大人になってから家庭内で暴力を振るうようになる割合が高いという調査結果もでており、こういった連鎖関係もドメスティックバイオレンスの特徴とされています。

### 避難場所・相談窓口

平成14年4月から「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」が施行されましたが、被害者を公的に救済・支援する機関や制度が十分とは言えない状況で、民間団体の善意によって支えられている面も大きいです。

DV被害へのカウンセリング、被害者や家族の一時保護、被害者の自立支援に取り組んでいる札幌市の代表的な機関をまとめます。

婦人相談所、公的・民間カウンセリング施設、各弁護士会や行政機関主催の法律相談会、シェルターなどがあります。

- 1.北海道立女性相談援助センター(婦人相談所)  
電話番号:011-666-9955
- 2.札幌市配偶者暴力相談センター 相談・保護  
電話番号:011-728-1234
- 3.札幌法務局「女性の人権ホットライン」  
電話番号:011-728-0783
- 4.(社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター  
電話番号:011-261-0811
- 5.NPO法人 女のスペース・おん(札幌市) 相談・保護  
電話番号:011-219-7011
- 6.札幌市各区の健康・子ども課  
電話番号:各区役所へご連絡下さい
- 7.北海道警本部相談センター  
電話番号:011-241-9110 (または#9110)

身に危険が迫っているとき、実家へ逃げ込むのは勧められません。

逃げられたことで逆上した加害者の行動が過激になって守りきれなくなる場合が想定できるので、110番通報するか警察署または交番に助けを求めるか、各相談機関の利用が安全です。

また、住民票を新しい住所地に移す、各請求書類の送付先を変更するのも加害者に住所を知られる危険があるので勧められません。

### 離婚を考えた場合の対処法

暴力の証拠は、その被害の度合いを伝えるのに必要な情報となりますので、些細な怪我でも医師の診断書をもらうようにします。

また、破壊された物品の写真を撮影したり、警察や近所の人に助けを求めたりなど、第三者に暴力実態を伝え「家族以外の証人を作る」ことも大切となります。

ドメスティックバイオレンスから離婚に至る場合、ほとんどの夫婦が離婚前に別居か家庭内別居の状態になるようです。

別居をしている間に夫婦の共有財産を勝手に処分(または名義変更)されないように注意が必要となり、実印や預金通帳は自分で管理し、共有財産についても別居を決めた時から整理の段取りを付けておくのを勧めます。

### 逃げ出すときの持物リスト

- 現金 ●預金通帳と印鑑(本人名義・子供名義) ●実印及び印鑑カード
- 本人名義のクレジットカード ●健康保険証(コピーも可)
- 運転免許証、パスポートなど身分証明書 ●携帯電話、相談機関や知人の電話番号・住所リスト
- 財産に関する書類のコピー ●着替え ●仕事や子供の学校に関するもの
- 調停、裁判の証拠となるもの

## 現在の離婚事情

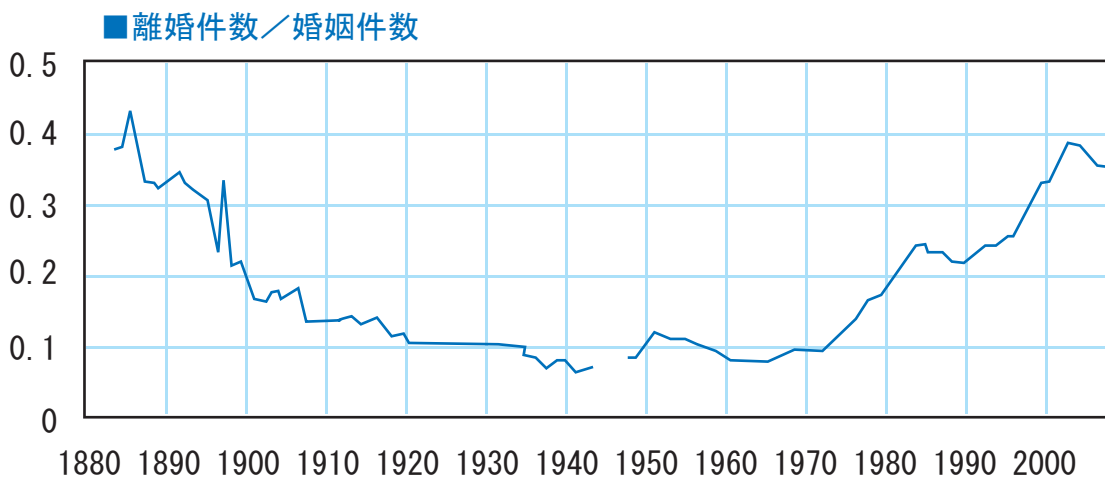
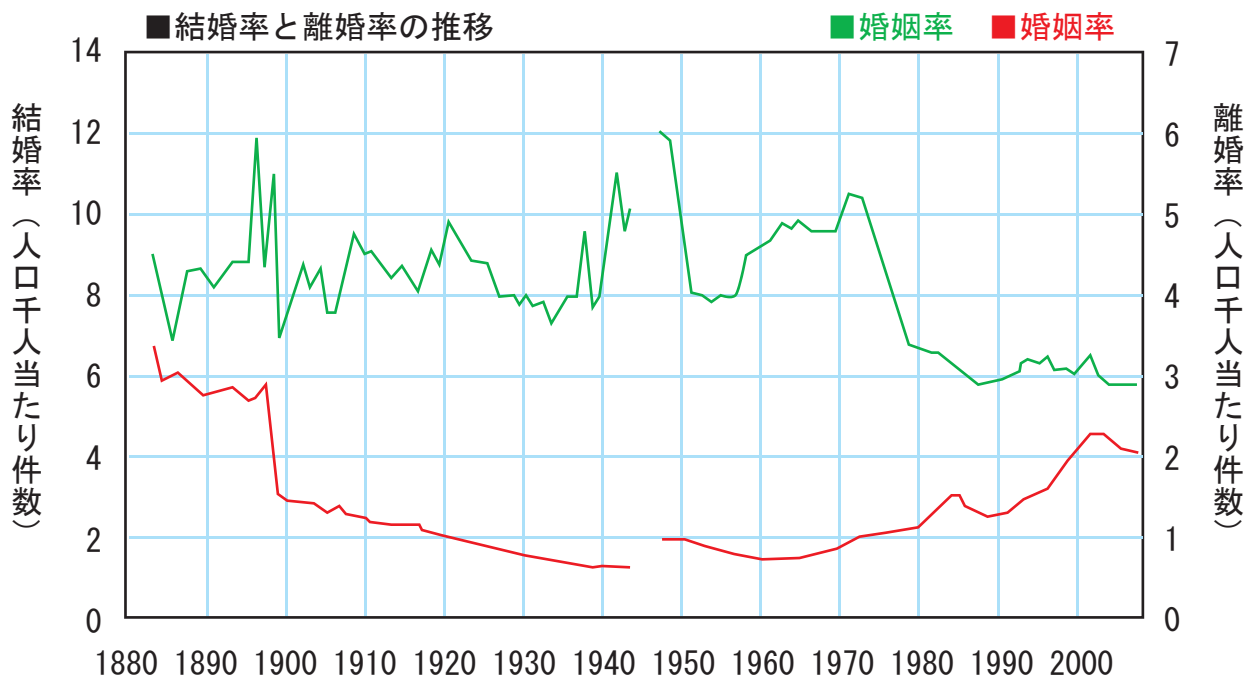
### 生涯独身と晩婚化の上昇、離婚率の停滞

離婚について、ニュースや情報番組、週刊誌などから連想するイメージと実生活とでは隔たりがあるようです。

この20年を見ると、結婚率は停滞の兆しがあり、離婚率は一時増加を見せましたが、こちらも停滞の傾向に向っています。

バブル景気とその余韻で勢い込み、思い切った離婚が増えましたが、長引く不況と改善されない失業率、採用率問題や雇用形態の不安定を背景に、いま、結婚に踏み切れないカップル、離婚を我慢する人が潜在化していつているようです。

「気持ち」だけでは、生きていけないということの端的な現れでしょう。



※社会実情データより転用

## 離婚理由の推移

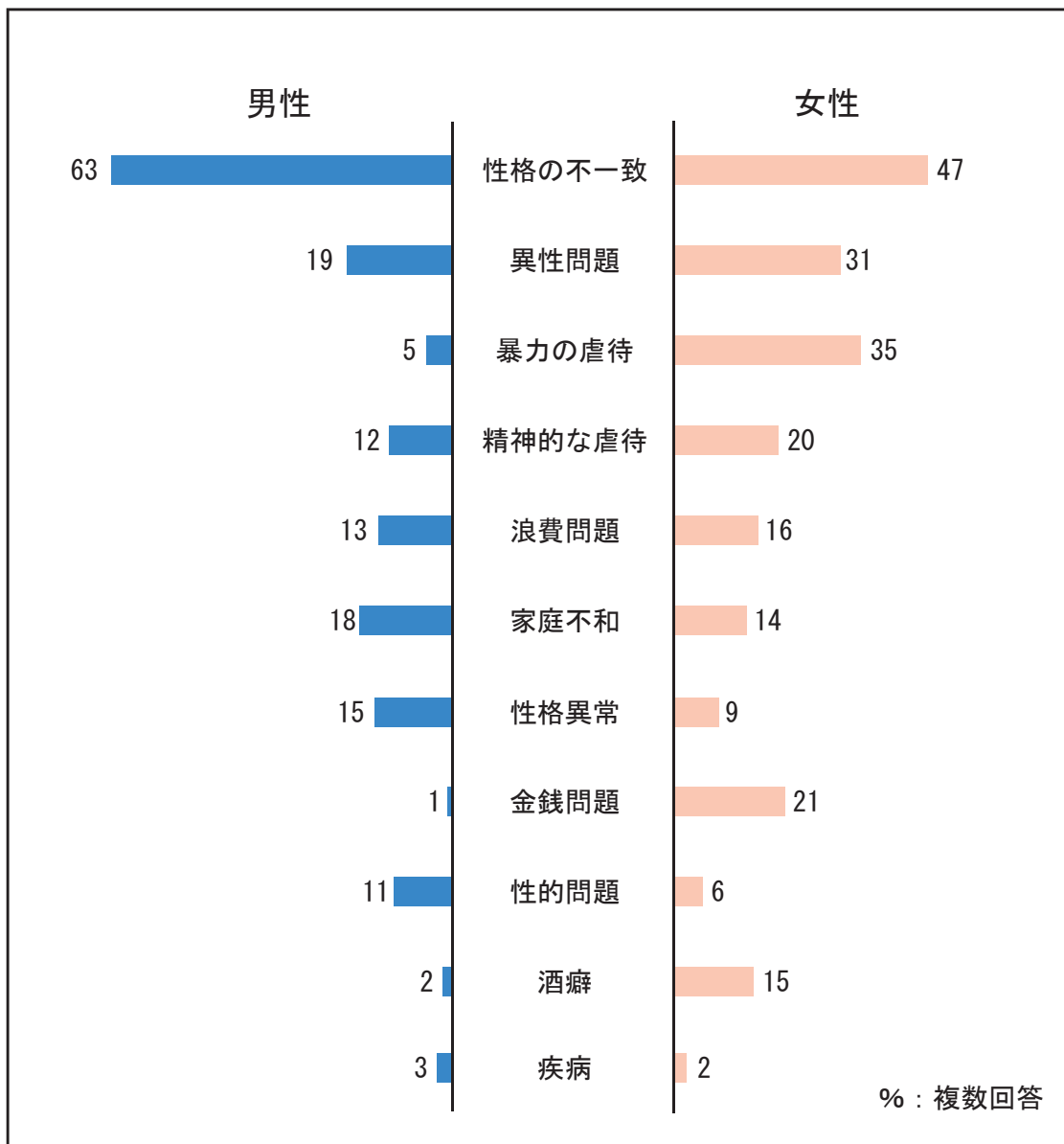
離婚理由のトップは、性別を問わずにやはり「性格が合わない」となっていて、全体の3分の1を占めています。

妻の側に立ってみると次いで多いのは、「夫の異性関係」「夫が暴力を振るう」となっていて、夫が直接の原因になっています。

夫側に立つと離婚の理由は、「妻の異性関係」「妻が家族と折り合いが悪い」「妻が同居に応じない」などが挙げられており、相互のコミュニケーション不足が第一にあるとは思いますが、妻と家族の間で緩衝材として振る舞うようなおらかさが夫には求められているということでしょう。

また、妻から見た離婚の原因では「浪費する」「生活費を渡さない」「家庭を捨てて省みない」という原因が多く、「精神的な虐待」も離婚原因となっているようです。

■ 離婚の理由



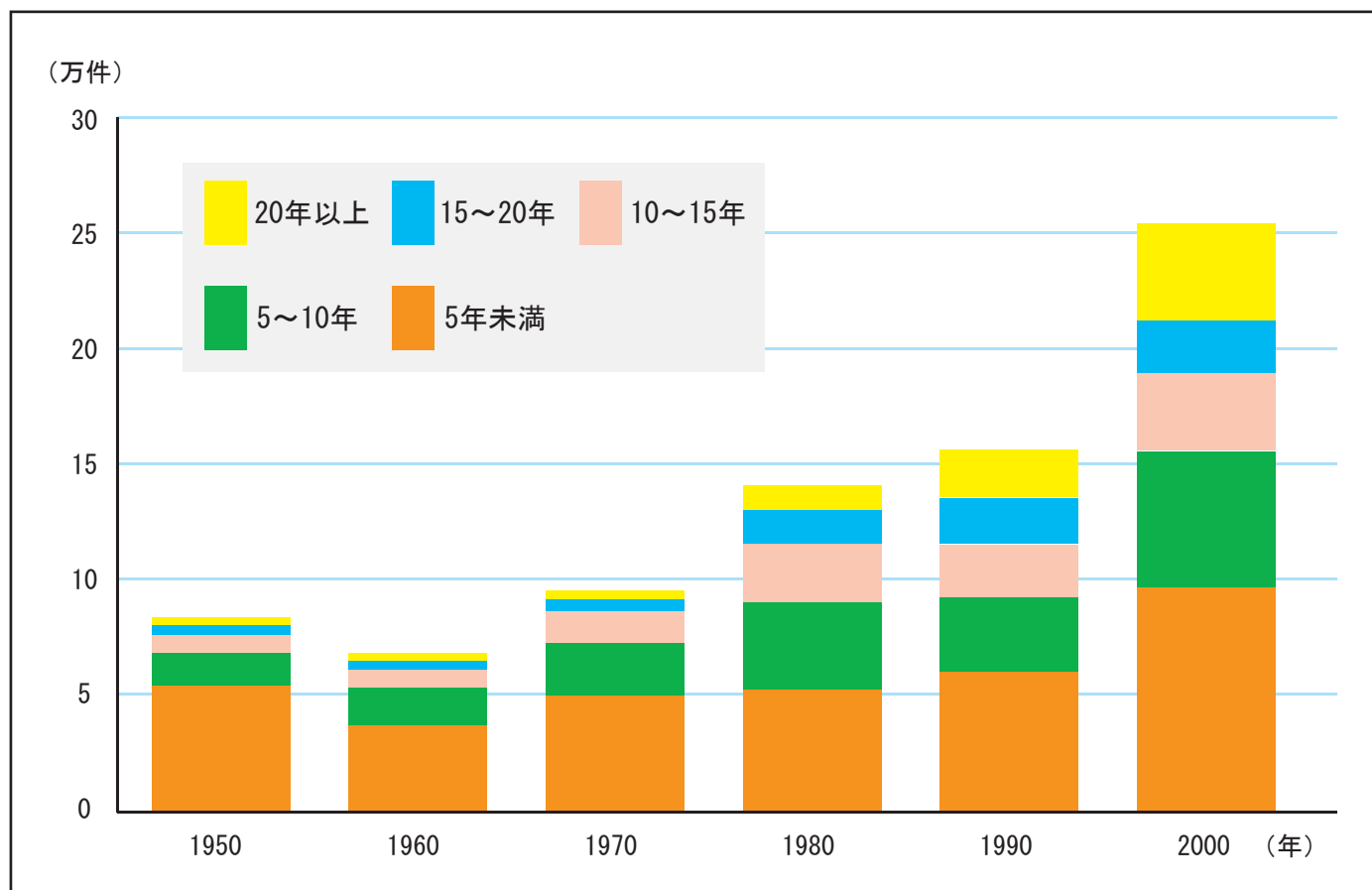
※厚生白書より引用



## 熟年者の離婚への意志

2005年までは、離婚全体に占める熟年カップル層の割合増加が顕著でした。但し、2007年から実施された厚生年金の分割給付を皮切りに、急増すると思われていた離婚待機組の動きは静かで、不況による生活不安を意識した対応ということか停滞・減少の傾向が窺えます。

■ 婚姻年数別離婚



※厚生白書より引用

## 離婚後の生活

離婚したあとの生活を想像すると、親としては「子育て」が大きな悩みのひとつとなっています。次いで、親のことや家事、再婚のことを気に掛ける男性に比べ、女性は経済的なこと、就職のことが大きな問題となっています。

女性の社会進出が浸透し始めてはいますが、一旦、家庭に入ると、経済面を配偶者に依存してしまうことがまだまだ多い状況では、離婚と同時に金銭的な悩みを抱く女性が多くいるのは、否定できない当然の現実となっています。

## 離婚の基本

離婚しようという算段が立ったとき、具体的に取りなければならない手続きについて、一体どのくらいの人が説明できるのでしょうか？

わからないところは専門家に協力してもらいつつも、当事者として行動するのは自分です。不明な部分を少しでも減らしていた方が、不安も小さくなり、行動に迷いがなくなるとことと思います。

離婚について多少掘り下げみたいと思います。

## 協議離婚

### 協議って？

夫婦の話し合いにより、慰謝料や養育費などについて双方が合意して離婚届を市区町村役場に提出し、受理をもって成立する離婚のことです。

離婚理由は特に問われません。

裁判所が関わらない方法で、離婚の約九割を占めています。

### どこに行けばいいの？

離婚届の用紙は各市区町村役場で何の手配も必要とせず手に入ります。

夫婦の本籍地か、離婚届を提出する時の夫婦どちらかの所在地にある市区町村役場の戸籍係に届け出ます。※住民票が登録してある土地でなくとも構いません

### 必要な準備や費用は？

本籍地以外に提出する場合は戸籍謄本の添付が必要となり、その代金(450円)が発生します。

離婚届の記入には夫婦の署名と捺印のほか、親権者の指定、成人した証人による署名と捺印が必要です。※当事者以外の成人者であれば特に制限はない

### 協議結果は文書で残そう

そもそも契約は口約束でも成立しますが、最終的に法的強制力を得るために裁判で争う場合、相手が約束したことを素直に認めるとは限りません。

念書や覚書、公正証書といった形式で約束を残しておくことで、契約の事実を明確にし、有力な証拠として裁判を進めることができます。

### ●念書・覚書

どちらも当事者間で合意した内容を記した文書のこと、契約書に準ずる証拠能力がありますが、全ての法律効果を生じさせるための条件が網羅されている訳ではなく、後日、係争に発展した場合に、念書や覚書では争いを解決するのに不十分となる可能性があります。

一般には、合意内容を双方の確認事項として保存したものを覚書と呼び、合意内容を一方から他方への約束として保存したものを念書と呼んでいます。

契約不履行の際、効力を発揮させるには、裁判を通して審議を問う必要があります。

### ●公正証書

公正証書は、公証人と呼ばれる法律専門家が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書で、法的に強い証明力があります。

裁判所の判決を待たないと執行力がない念書・覚書に対し、各地の公証人役場が作成した公正証書には、それ自体に判決と同等の効力があるので、裁判を経なくとも協議結果を法的に執行可能となります。

公証人役場に夫婦、または委任状を持った代理人が出向くことが必要となりますが、裁判と比べて時間や費用が軽減できるので、協議離婚の場合はお勧めです。

### ●内容証明郵便

内容証明と聞くと、法的な手続きや何らかの通達のように思っている人もいますが、実際は郵便物の種類のひとつです。

では、離婚や税金、債務といったお金の問題を話すうえで、時折耳にするこの郵便種が、他の郵便とどこが異なるのかを説明致します。

(1)どんな文面の内容の手紙を、(2)いつ(確定日付)、(3)誰が、誰に、出したかということ郵便局が証明する郵便のことを内容証明郵便と呼んでいます。配達証明を内容証明郵便につければ、(4)相手に、いつ配達されたのかも証明してくれます。一般的に、内容証明郵便は配達証明付きで送付します。

相手に配達証明付き内容証明郵便が配達されると、該当する郵便物がいつ配達されたのかを記載した郵便物配達証明書というハガキが、通知人に届きます。

第三者がその文書の送付に責任を持っていることから、内容証明郵便は、送る相手に相当の心理的プレッシャーを与えるようです。

上述のような理由から、離婚では下記のような場合に利用されています。

- 協議離婚に応じるように
- 離婚条件の話合いに
- 子供の養育費の請求
- 子供との面接交渉権の請求
- 約束通りに子供と会わせるように要求する
- 子供と会う際に、約束を守るように要求
- 生活費の要求
- 離婚後の付きまといをやめるよう警告

このように利用しがいのある郵便ですが、書き方や投函にルールがあるほか、どの郵便局でも取り扱っている訳ではないといった制限があり、一人では困難に感じてしまう場合もあるので、弁護士や行政書士、各法律相談窓口にご相談してみるのを勧めます。(作成代行もあります)

---

### 内容証明郵便の書き方

- 内容証明郵便の文書には1行20文字以内で26行以内という制限があります。
- 縦書きでも、横書きでも構いません。
- 同じ文面の内容を3枚用意します。  
一枚が相手に送付され、もう一枚が郵便局の控え、もう一枚を差出人の控えとして返却してもらえます。
- 文面には、通知人(ご自身)、非通知人(相手方)の氏名、住所を書きます。  
この文面に書いた同じ氏名、住所を封筒にも書きます。  
通知人の住所に、内容証明の配達証明が郵送されてきます。
- 書いた内容証明の文面3枚は、封筒に入れずに 郵便局に持って行き、郵便局で、手続きの後、封筒に入れます。
- 内容証明は、紙が決まっているものではないので、市販の内容証明の紙を使用する必要はありません。  
1枚書いて、コピーしてもいいですし、作った文面を3枚分プリントアウトしても構いません。
- 内容証明の郵便代は、相手に送る文面が1枚の場合は、1220円です。
- どこの郵便局でも出せるわけでありませんので、事前に確認が必要です

## 協議が決裂したら?

夫婦間の話し合いがまとまらなかった場合は、家庭裁判所に調停を申し出て、裁定を判断してもらうことができます。

調停を飛ばして、すぐに裁判だ、離婚だという話にはなりません。

## 不受理申出書って?

「離婚届の不受理申出」とは、離婚届を受けつけないで下さいと役所に依頼する手続きのことで、相手が黙って離婚届を提出しそう、記入した離婚届を相手に渡したけど、まだ未練があって気が変わるかもしれない、というような不安がある場合に利用します。

「離婚不受理申出書」は離婚届と同じ提出窓口です。

効力は6ヶ月間なので、離婚届の提出に反意がある限りは申出書を提出し続ける必要があります。

## 協議離婚の流れ



## 調停離婚

---

### 調停ってなにをするの?

夫婦二人だけの話し合いでは、双方が意見を主張し合って話がまとまらない、進まないなど膠着状態に陥った場合、裁判所に調停の申し立てを行い、状況進展の為、第三者の協力(調停)が得られます。

この手配によって成立した離婚を調停離婚と呼んでおり、離婚意志の折り合いのほか、親権、養育費、財産分与、慰謝料といった込み入った話題についても適切な意見が得られることから、話し合いがまとまる場合が多く、離婚全体の約9%を占めています。

具体的には、家庭裁判所にて、家事調停委員2名が夫婦双方をそれぞれ調停室に呼んで事情を聞き取ります。申立人と相手が直接話し合う訳ではありません。

その後、裁判官の指揮のもと両者の間に入って調整案を示すなど、公正で具体的な解決へのフォローが図られ、夫婦の合意があって「調停調書」を作成します。

この謄本と合わせて離婚届を提出することになります。

但し、調停には裁判のような強制力はないので、裁判所として離婚が適切だと判断する場合でも、最終的判断は夫婦に委ねられています。

---

### 調停ではプライバシーが守られる

調停は裁判のように、事案が公になることはありません。

以下のような計らいが取られています。

#### (1)非公開

調停の場では、家事裁判官や調停委員の前で離婚に至った事情を説明しなければなりません。担当した事件についての秘密保持義務があります。

調停そのものは非公開なので、プライバシーが外部に漏れることはありません。

#### (2)秘密の保持

申立人は相手に住所を知られたくない場合には、そのことを裁判所に申立てておけば秘密を守ってくれます。

#### (3)身柄の保護

離婚理由が暴力で、その避難として別居している場合など、双方が会ってしまうと、申立人に危害が及ぶ可能性があるときは、時間をずらして呼び出すといった手配をしてくれます。

### どこに行けばいいの?

夫婦が同居しているときは住所地の家庭裁判所、別居している時は相手の住所地の家庭裁判所に夫婦関係調停申立書を提出し、夫婦関係の破綻を示す資料がある場合は添付します。(夫婦の戸籍謄本1通が必要)

夫婦以外の第3者が申立人となることはできません。

また、夫婦の合意がある場合は希望の家庭裁判所への申立てが可能となるほか、特別な事情があつて相手方の管轄裁判所に出向けない場合は、自分の住所地である家庭裁判所に自庁処理の上申書を添えて調停申立てを行なうことで、裁判所の変更が認められる場合もあります。

---

### 必要な準備や費用は?

家庭裁判所備え付けの夫婦関係調停申立書と戸籍謄本を提出します。

収入印紙代900円と切手代800円、戸籍謄本の取得料金が費用となります。

離婚するかどうか迷っているという人や、裁判所に馴染みもなく不安という人は、家庭裁判所の家事相談室であらかじめ無料相談することもできます。

相談したからといって調停を申立てなければならないということもありません。

---

### 調停成立後は?

作成された調停調書は判決と同じ効力があり、強制執行が可能です。

調停調書が作成された時点で離婚は成立していますが、申立人は離婚届を調停成立の日から10日以内に本籍地あるいは住所地の市区町村役場に提出する必要があります。

必要な書類は、離婚届(相手方と証人の署名、捺印は必要ありません)、調停調書の謄本、戸籍謄本(本籍地でない役所に出す場合)です。

申立人が提出しないときは、調停成立後10日の経過を待って、相手方から離婚届が提出可能となります。

## 話がまとまらなかつたら?

調停申立てが受理されてから、1ヶ月ほどで第1回目の調停日の通知が送付されます。※どんな要件で呼出状が送付されてきたのかはわからないようにしてあります。

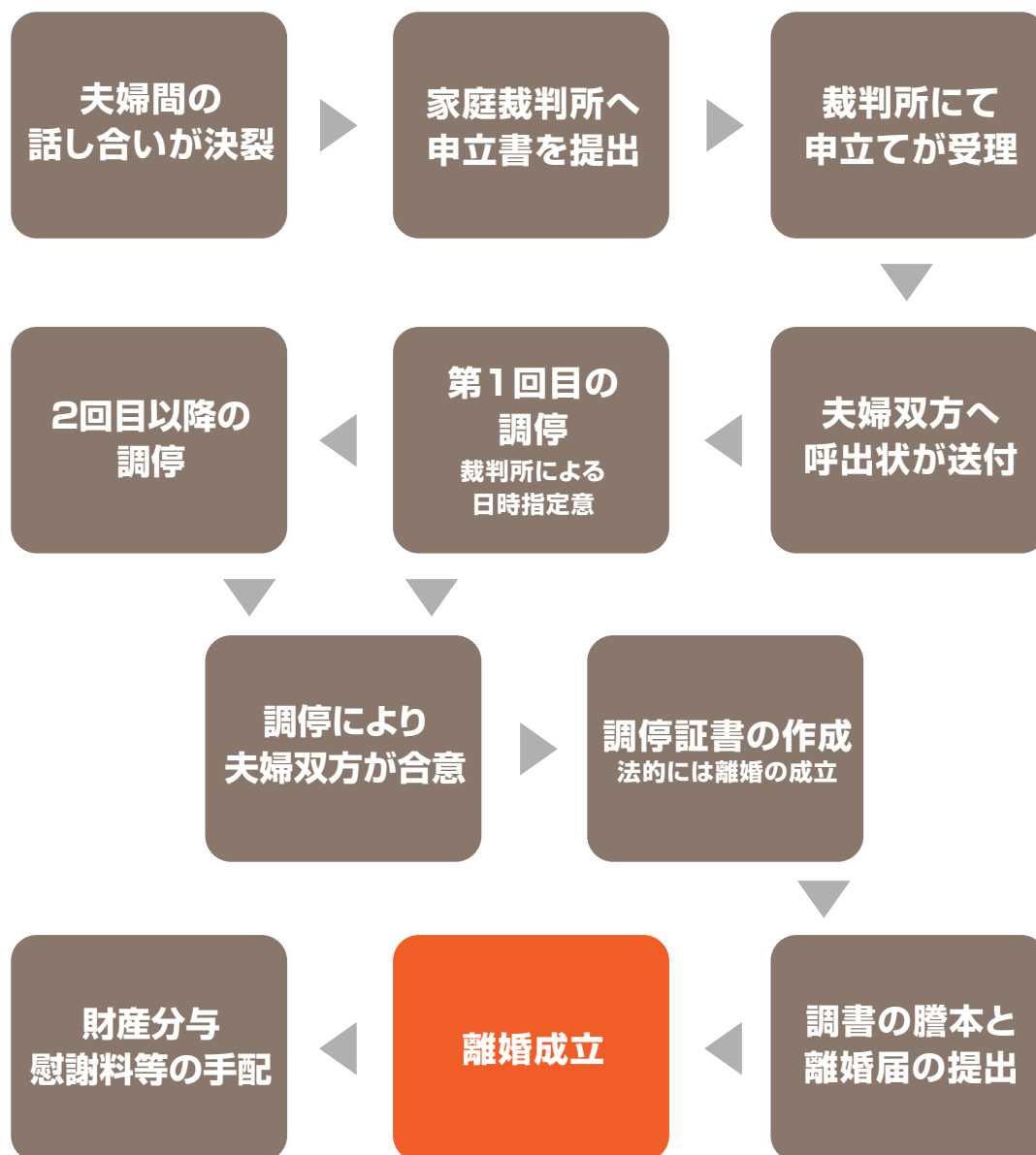
その後、1ヶ月に1度の頻度で調停が開かれ、数ヶ月繰り返されます。

平均すると60%前後が3ヶ月以内、80%前後が6ヶ月以内の処理となっており、半年が経過したあたりで、調停成立、不成立、取り下げなど何らかの結論、見通しを立たせるのが一般的です。

調停が不成立になると、地方裁判所へ提訴して裁判で争うことになります。

※調停期日に相手が出頭してこない場合も調停不成立となります。

## 調停離婚の流れ





## 審判離婚

---

### 誰が、どうやって審判するの？

数回の調停を経ても離婚が成立しそうもない場合、離婚の方が双方にとって有益との見込みがあり、わずかな点で対立し合って、合意に至らないときは、家庭裁判所が調停委員の意見を聴いて、職権を行使して離婚の処分を下すことができます。

これを調停に代わる審判と言い、双方の意に反し強制的に離婚が成立します。

審判の場合、調停委員は事実関係や証拠の証明力を調べたうえで、裁判官が離婚の審判を下します。

調停の延長として開かれるので、新たに届出や費用の必要はなく、家庭裁判所で行なわれます。

---

### 審判の期限

下された審判に対し、2週間以内であれば家庭裁判所へ異議申立が可能で、一方からであっても異議申立があった場合、その審判は効力を失います。

異議申立がないときは、この審判は確定判決と同一の効力を持つことになります。

異議申立は、夫婦のどちらか一方が、審判に対する異議申立書に署名押印し、審判書の謄本を添えて審判をした家庭裁判所に提出します。

異議の申し立てに具体的な理由は必要ありません。

---

### 審判確定後の手続き

審判離婚の場合には、審判の確定と同時に離婚が成立しますが、審判の確定後に離婚の届出が必要で、確定の日から10日以内に申立人は本籍地あるいは住所地の市区町村役場に離婚届を出す必要があります。

必要書類は、離婚届(相手方と証人の署名、捺印は必要ありません)、審判書謄本、審判確定証明書、戸籍謄本(本籍地でない役所に出す場合)です。

## 審判離婚の流れ



## 裁判離婚

---

### 裁判離婚は素人では困難

協議や家庭裁判所の調停、審判でも離婚成立に至らず、それでも離婚の意志が継続してある場合は、地方裁判所に離婚の訴えを起こすことが可能です。

判決には強制力がありますが、裁判で生じる精神的重圧、時間や費用といった様々な負担を考えたとき、最終的に得られる結果と見比べると躊躇してしまう場合が多く、離婚全体の約1%を占めるに留まります。

訴える側(原告)が提出した証拠の科学的正当性を分析して証明力の多寡を露わにし、請求内容を法律と照査して、判決が下されます。

弁護士に頼らないで本人のみで臨むことは不可能ではありませんが、訴状を作成する段階から法律の専門知識が必要となり、本裁判になれば、書面の提出、証拠の申出など、全ての手続きは民事訴訟法の定めに従わなければなりません。

また、判決を得るためには、離婚原因の事実を原告側が証明しなければなりませんし、主張するだけでなく、立証する必要があります。

上述のような労力と法知識への不安を考えると、ほとんどの人が弁護士に依頼する意味が実感できます。

---

### どこに行けばいいの?

離婚訴訟を起こす裁判所は以下のようになります。

- 夫婦同居の場合は、その所在地の管轄裁判所
- 夫婦別居の場合で、いずれかが同居時と同じ裁判所との管轄範囲内で居住している場合は、同居地の管轄裁判所
- 夫婦別居の場合で、どちらも同居時とは異なる裁判所の管轄で居住している場合は、どちらかの管轄裁判所

### 必要な準備や費用は?

地方裁判所に離婚の提訴をする場合、手数料として相当額の印紙を添付する必要があります。訴訟費用というのは一般的にこの印紙額を指します。

印紙の額は訴訟物の価格によって決まっています。

離婚だけを訴え、それ以外の請求をしない場合には、財産上の請求はありませんので、訴訟物の価格は95万円と見做され、この95万円に対する印紙8,200円の貼付が要求されます。

離婚請求のほかに、慰謝料請求を求めるときは、その請求する慰謝料額と95万円とを比較して、額の多い方が訴訟物の価格となります。

慰謝料として1000万円請求する場合には、95万円より多くなりますから、1000万円に相応する印紙額5万7600円を貼付します。

財産分与請求では、財産分与の額は訴額には加えられませんが、財産分与として、900円分の印紙が加算されます。

また、子どもの養育費請求の際は、1人に付き900円分の印紙を必要とします。

上記以外に、郵便切手代、証人を呼ぶときはその旅費なども負担しなければなりません。

---

### 訴訟理由

裁判所で離婚の提訴をするには、調停不成立という条件のほか、民法770条で定める以下の離婚原因を満たしていなければなりません。

#### 1.不貞(浮気)行為

夫婦間には法律上「貞操義務」があり、夫婦どちらかの不貞行為によって結婚生活が困難になったと裁判所が認めた場合に離婚の判決が下されます。

不貞行為とは、配偶者を持つ人が自由意志に基づき、配偶者以外の異性と継続的に性的関係を結ぶことです。代表的なケースとして、不倫が挙げられます。

デートで食事をする、キスをする程度はこれにあたりません。

#### 2.悪意の遺棄

正当な理由がなく、継続的に「夫婦としての同居及び協力扶助義務」を全うしないことです。夫婦生活というにふさわしい共同生活の維持を拒否する行為全般が対象となります。

### 3.3年以上の生死不明

配偶者の生死が不明となって3年以上が経過した場合は、原因を問わず離婚の判決が下されます。

### 4.回復の見込みがない強度の精神病

「同居し、互いに協力し扶助しなければならない義務」が夫婦双方にあり、その継続を十分に果たせないほどの精神障害を「強度の精神病」と言います。

「強度の精神病」を疾患し「回復が見込まれない」場合は、離婚の判決が下されます。

### 5.婚姻を継続しがたい重大な事由

性格の不一致、性生活の不一致、暴力、過度の宗教活動などを理由に結婚生活の継続が不可能であると判断された場合は離婚の判決が下されます。

判例では、以下のようなものがあります。

---

## 婚姻を継続しがたい重大な事由 判例

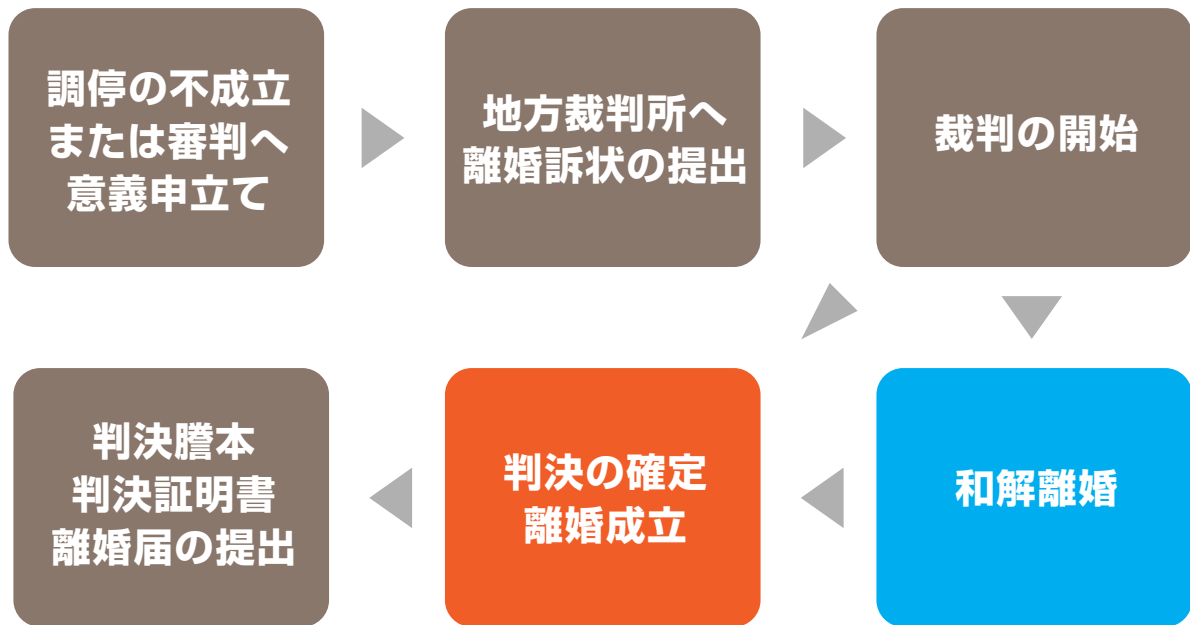
夫婦生活を続けていくのが困難であるという場合、その事例を法的な言葉を使って定義付けようとする、抽象的なものになってしまいます。

それ1つでは離婚の決め手として弱い場合でも、2~3つの要因が重複することによって夫婦生活が破綻していると証明され、また修復が不可能と判断された場合、離婚原因として認められるのです。

以下に、いくつかの例を挙げます。

- 配偶者からの暴行・虐待・侮辱
- 定職に就かない、多額の借財がある
- 親族との不和
- 性格の不一致
- 性生活の異常
- 宗教活動
- 配偶者の犯罪行為
- 配偶者に対する訴訟、告訴が提起されている
- 重大な病気・身体障害

## 裁判離婚の流れ



## 離婚にかかわる金銭問題

離婚ではいくつかのお金の支払い義務とお金を受け取る権利が発生します。年金や保険のように、知識不足を理由に不公平な損を被ったり、大げさに悩んだり、迷ったりといった気苦労を背負って生活しない為にも、離婚におけるお金の問題について最低限の知識を身に付ける必要があります。

### 離婚にまつわるお金の種類

離婚で支払われるお金を「離婚給付金」と呼んでいて、雑誌やテレビでよく見聞きする慰謝料・財産分与・養育費という3種類があります。

一括して支払われる慰謝料や財産分与を一時金、毎月定期的に支払われる養育費を定期金と呼んだりもしていますが、性質は変わりません。

また、離婚前に別居状態となり、一方が無収入の場合は収入のある側がその生活費を負担しなければならず、これを「婚姻費用」と呼んでいます。

	発生理由	請求権	請求期限
慰謝料	精神・肉体的苦痛に対するの損害賠償	有責者は請求できない	離婚後3年で時効
財産分与	夫婦の協力によって築いた財産の分配	どちらも請求可能	離婚後2年で時効
養育費	子供が独立するまでの扶養義務	どちらも請求可能	時効はない

### 取り決めは文書で残す

契約は口約束でも成立しますが、不履行となった際に法的強制力はありません。また、慰謝料や財産分与、養育費の取り決めがない場合は勿論、取り決めを交わしても文書で残していないといった場合は、支払われるべき満額を受け取るのは難しく、一時金は払っても、定期金の支払いが滞ってしまうなど遅延や放棄が発生していて、取り決めの文書を残している人と比べて損しているようです。

「損をしている」という表現だと深刻さが伝わらないかもしれませんが、経済的に自立する環境になかった女性が独りになった姿を想像して下さい。生活基盤を整えるだけでも、部屋を借りたり、家電・家具・日用品を揃えたりとまとまったお金が必要となります。

尚且つ、不況の影響で改善されない低い就職率では、仕事が見つかるまで長期戦を余儀なくされてしまうかも知れません。

その間の生活費を自身の貯蓄だけで賄い続けるのは困難ではないでしょうか？

支払いについて取り決めを作り、文書に残して離婚するのがもっとも大切なことですが、離婚したい一心で何も決めずに来てしまって人でも、慰謝料なら離婚後3年、財産分与なら2年の間は請求が可能で、養育費に関しては子供が成人するまでならいつでも請求できますので、何らかの行動を起こす価値はあります。

## 慰謝料

「慰謝料」という言葉は、芸能人やスポーツ選手など有名人カップルが離婚を発表すると、よくメディアを賑わせる単語となっていて、付いて回るのが金額の高さだったりします。

その為か、自分の生活には関係しない絵空事だと思っている人がいたり、反対に離婚をすると、必ず支払って貰えるものと勘違いしている人もいたりします。

慰謝料について、一般的な知識を押さえましょう。

---

### 慰謝料とはそもそも何？

離婚における慰謝料とは、肉体的、精神的な苦痛を与えた者に対する損害賠償です。慰謝料を貰うということは、離婚原因である有責行為(不貞、暴力など)を行った者に対する損害賠償請求となり、離婚後3年の時効期限があります。

世間一般的に、慰謝料を支払う側にはマイナスのイメージが持たれるので、その言葉の性質を避けて、慰謝料の事を「和解金」「解決金」と呼ぶ場合もあるようです。

暴力を振るうとか、浮気をしている場合にはどちらに責任があるのかは明瞭ですが、性格の不一致、信仰上の対立、家族親族との折合いが悪いなどを背景にしているときには、どちらに責任があるのか判断が難しく、一方に責任があるとしてもそのきっかけをつくったのは相手の態度にも原因があると考えるのが妥当で、慰謝料の支払義務があると断言できないケースが多くあります。

このように夫婦のどちらか一方にのみ離婚の責任があるとは言えない場合、あるいは責任が同程度の場合には、お互い相手に慰謝料を請求できません。

一般的に見て、離婚は、どちらか一方だけが有責であるということはそれほど多くはなく、ほとんどの場合、双方に何らかの責任があるものです。

そうした場合には、双方の責任の割合によって慰謝料が決められていきます。

また、損害賠償という意味合いではなく、例えば、夫婦のどちらかに生活能力がない場合では離婚することによって生活苦に陥ってしまうことも考えられるので、生活力のある配偶者に離婚の責任がなくとも、扶養的な意味を含めた一時金が支払われることもあります。(扶養的慰謝料・扶養的財産分与)



### 慰謝料は誰が決めるの?

慰謝料の金額は、夫婦の協議で決めます。協議で決まらなければ、家庭裁判所の調停、更に、地方裁判所での判決で算出されることになります。

夫婦間の協議で慰謝料について取り決めを作る場合、支払の期間、支払金額、支払方法について具体的に話し合い、再三の説明になりますが、「離婚協議書」などの合意文書として文書で残すようにします。

単なる合意文書では、取り決めをしたことの証拠にはなっても、強制力はありませんので、合意内容は「公正証書」の形式で残しましょう。

---

### 慰謝料の相場は?

現実の慰謝料の支払いは、財産分与と合算するケースが多く、家庭裁判所の統計も合算して出しています。普通のサラリーマンで、財産分与と慰謝料を合わせて200万から500万円が一般的な金額と言われていますが、あくまで個別の事由によって金額は定まりますので、前例をもとに請求金額を設定しても、希望がかなうとは限りません。

以下に、算定の際に考慮される要因をまとめます。

(1) 財産分与の額が大きければ一般的には慰謝料の額は低くなる

(2) 精神的な苦痛の度合いが大きければ高くなる

(3) 有責性の度合い。請求側にも有責性があれば減額される

(4) 当事者の経済状態。資力が十分であれば高くなる

(5) その他、離婚に至る経過、婚姻期間、別居期間、当事者の年齢、性別、職業、社会的地位、結婚期間中の夫婦の協力の度合い、子どもの有無、結婚生活の実態、財産分与の額、親権、監護権の帰属、養育費の額、離婚後の扶養の必要性などを考慮して金額設定が行われています。

---

### 慰謝料と財産分与の関係

原則として財産分与は家庭裁判所、慰謝料は地方裁判所の管轄になっていますが、家庭裁判所では「一切の事情を考慮して」という民法規定があるので、財産分与の額を決定するのに、慰謝料の要素も含めることがあります。

そのため、財産分与に慰謝料が含まれているのかどうかは、きちんと明記しておくべきで、あとになって、まだ慰謝料が残っていると、財産分与は別だと言われることのないようにしたいです。

### 慰謝料や財産分与、養育費の注意点

#### 慰謝料の権利を放棄すると…

離婚の時に、「離婚に関する債権債務が一切ないことを相互に確認する」「今後いかなる名目であっても、一切の請求をしない」といった約束をしていると、詐欺や脅迫に寄るもの、あるいは重大な思い違いであったなど特別の事情がない限り、慰謝料の請求はできなくなってしまうので、別れたい一心で早計な判断をするのは避けましょう。

#### 財産を隠されたら…

すでに解約された銀行口座がある場合には、解約日前日の残高証明書を銀行で発行してもらう必要があります。

そうすることで、相手が隠してしまった預金がいくらあったのかを証明できます。

銀行の預金や不動産を離婚中に勝手に処分されないため、以下の方法によって財産の確保が可能です。

(1) 家庭裁判所の調停手続きが終了するまでの間、財産の処分を禁止する仮の処分を申し立てましょう。

(2) 家庭裁判所に審判を申し立てた上で、審判前の保全処分を申し立てましょう。

この処分には執行力があるので、財産を隠されたり処分されたりということがなくなります。

(3) 民事上の保全処分手続きを利用します。地方裁判所に対して、不動産や定期預金の処分禁止の仮処分や仮差押えを申し立てましょう。

---

### さまざまな慰謝料請求

#### 浮気相手へ

配偶者の浮気によって離婚が成立した場合、その浮気相手にも慰謝料請求が可能となっています。

浮気相手には主に「精神的苦痛」「婚姻関係を破綻させた原因(浮気)の一役」という2点について、責任を負ってもらうのです。

#### 内縁関係でも

結婚の意思を持って共同生活を営みつつも、法的な婚姻の手続きを取らず、正式には夫婦とは認められていない状態のカップルを「内縁」関係と言います。

生活の実態は夫婦同然であるので、事実婚とも呼ばれています。

内縁生活を営む男女の内の一方が、不貞行為をして一方的に家から出た場合は、「内縁の不当破棄」ということになり、慰謝料請求が可能です。

### 親族であっても

親族の言動、行動が原因で婚姻関係が崩壊したという場合、その親族に対して損害賠償請求が可能で、夫婦関係の実態やその親族の意図や行為の状態など、様々な調査を行い判断することになります。

夫とその両親が理由もなく妻を責め立て、家から追い出して離婚したケースでは、夫の両親にも妻に対する慰謝料の支払を命じた裁判例があります。

### 子供から愛人への慰謝料請求は…

愛情の亀裂は愛人の存在が原因であっても、親子の亀裂には直接の因果関係はないという最高裁の判決が出てから、高裁などでは子供からの愛人に対する慰謝料請求を認めない立場が取られ始めました。

## 財産分与

### 財産分与とは?

財産分与とは、婚姻中にお互いが築いた財産について、離婚を契機に清算して分配する仕組みのことです。

名義は一方の配偶者となっても、他方の協力のもと築かれた生活を基盤としていたから得られたのであり、潜在的に夫婦共有財産という考えのもとに定められています。

財産分与は、離婚原因の有責者側にも請求の権利があるので、万一自身の非を理由に離婚をすることになっても、財産は受け取れるのです。

### 財産分与の法律的な性質

財産分与の主となる考えは、夫婦共有財産の分配(清算的財産分与)ですが、そのほかにも、財産分与の目的として、以下のような考えを法律的に認めています。

#### 清算的財産分与

婚姻中の共有財産、実質的共有財産を清算することで、財産分与の主要な手続きとなります。

共働きの場合も一方のみが就業している場合も扱いは同様となり、争点は財産形成への寄与度の1点です。

#### 扶養的財産分与

離婚によって生活ができなくなる一方の暮らしを維持するため、財産分与という名目で、配偶者が経済的に自立をするまでの間、援助金として支払われます。

清算的財産分与も慰謝料も請求できない、あるいは請求したとしてもそれだけでは生活できないときに補填として請求可能です。

一般的に3年程度支払い期間があると言われています。

### 慰謝料的財産分与

実際の離婚では財産分与に慰謝料を含めることが多く、精神的な損害に対して十分に賠償がなされている場合は、配偶者の不貞行為などを理由とした慰謝料の請求はできません。

但し、慰謝料的財産分与を含めた財産分与が行なわれた場合でも、あとになって精神的苦痛に対して十分に賠償されているとは言えないときには、別途慰謝料の請求を認めた判例もあります。

### 過去の婚姻費用の清算

婚姻費用とは、夫婦が生活する中で発生するいろいろな費用のことで、その分担の仕組みを分類上財産分与としています。日常の生活費、衣食住の費用、医療費、交際費などのほか、子供の養育費も含まれます。

夫婦の間には、お互いの生活を自分の生活の一部として、相手側が自分と同じレベルの生活を続けていけるように扶養するという「生活保持義務」があり、夫婦はその資産、収入その他の一切の事情を考慮して、婚姻で生じた費用を分担する義務があります。

多くの場合は、「家にお金を入れる」「家族の為に働く」といった昔からの言葉で表現されている仕組みで、不平不満はあっても、必要な生活費をきちんと渡していれば生活保持義務を果たしていると言えます。共働きで、各自お金を出し合って生計を立てている状態もこれに当てはまります。

ところが、収入のある者が生活費を払わないといった状況になると、婚姻中であっても、家庭裁判所へ「婚姻費用分担請求」の調停を申し立てることで、第三者の協力のもと話し合いを持つことができるようになります。

---

## 財産分与の割合

清算的財産分与の対象となる財産が決まると、次に清算の割合(寄与度)をどうするかが問題となります。大部分の判例は、財産の形成にどれだけ寄与したかによって割合を決めています。

### 共働き夫婦の場合

夫婦の収入の差が寄与度の差とはなりません。

原則として二分の一となるケースが多いようです。

実際に働いて得た収入に極端な差がある、能力に著しい差がある、実働時間に極端な差がある場合には、具体的な寄与度に応じて割合が決まります。

### 専業主婦の場合

一方が専業として家事に従事している場合の判例では、大部分が3割から5割の範囲で、あとは家事労働がどれだけ財産形成に寄与したかを判断して算出しているようです。

5割の寄与度を認めたものとしては、不動産等を購入したときに、妻も現金を出していた、妻の離婚後の生活に対して扶養的な要素を考慮したなど、特殊な要因を加味した場合です。

### 夫婦で家業に従事する場合

家業の営業にどれだけ寄与しているか、具体的な寄与度に応じて割合が決まりますが、二分の一とされる例が多いようです。

自営業で、事業の運営が夫の手腕であるなどの場合には、妻の寄与度を二分の一以下とした判例もあります。

---

## 夫婦間の財産の種類

一般的に結婚中の財産を以下の3つに分類しています。

財産分与の対象となる財産は、「共有財産」と「実質的共有財産」です。

「特有財産」は財産分与の対象ではありません。

### 共有財産

夫婦の合意のもと、共有名義で取得した財産や共同生活に必要な家財・家具等のことです。

### 実質的共有財産

結婚中に夫婦が協力して取得した財産で、夫婦の一方の名義になっているものです。

### 特有財産

結婚前から各自が所有しているもの、結婚中に一方が相続・贈与によって得られたもののほか、結婚後に購入した物の内、各自の装身具など一般的に各自の専用品として扱うもののことです。

※特有財産でも配偶者とその財産の増加に貢献しているような場合、分与の際にこの寄与度を考慮することになります。

※共働き夫婦で、生活費をお互いの収入に応じて出し合い、残りを各自が貯金していた場合、その貯金は固有財産となり、財産分与の対象にはなりません。

---

## 財産分与の対象

### 現金・預金

財産分与の代表的なものです。

金額が明らかですから分与の割合に応じて算出します。

### 不動産(土地、建物)

不動産については、不動産鑑定士に依頼してもらえば、正確な数字が算出されます。

そのほかの財産評価について定めはなく、路線価、公示価格、購入時・離婚時の価格など客観的に見て合理的な方法を目安にします。

### 動産(家財道具、車など)

評価をしておよその価格を出す方法もありますが、現物で分け合う場合もあります

### ゴルフ会員権

投資目的で購入されることも多いですが、購入に際して預貯金を出している場合は、夫名義でも対象資産となります。

### 生命保険金

離婚前に満期がきている生命保険金は、受取人がどちらでも夫婦の共有財産として分与の対象となります。保険料支払い中の場合は、不確定要素が多いため、共同財産にはできないというのが判例です。

### 職業上の資格

婚姻中に、夫が医師、弁護士などの専門的な職業上の資格を妻の協力を得て取得した場合には、清算の対象となります。

### 営業用の財産

夫婦が共同して事業を行っている場合、夫が事業主であっても、夫婦が協力をして築き上げたものであるため、財産分与の対象となります。

### 第三者名義、法人名義

商店や農業、漁業を仕事にしている人は、夫婦と両親が共同で家業に従事している経営形態も多く見られ、通常は、代表者である父親の財産となっている場合がほとんどのようです。

家族経営では夫婦の寄与分を認定し、これを財産分与の対象とします。

また、実態は個人経営で税務対策上法人名義にしているケースでも、名義にかかわらず、清算の対象にした判例もあります。

### へそくり

「へそくり」は、夫婦共同生活で蓄えられた預貯金と同じ性質ということで、財産分与の対象となります。

但し、一方が浪費性で、他方が生活を切り詰めて貯めたような場合には、貯めた側の特有財産と認められ、分与にはあたらない場合があります。

### 退職金

退職金は夫婦の永年の協力による共有財産として、清算の対象となります。

しかし、離婚が夫の退職前、退職間近である場合、算出に不確定要素が多いという理由で清算に反対する意見もありますが、妻の将来の生活不安を考慮して財産分与の対象とした判例もあります。

### 年金・恩給

年金や恩給は、支給の確定している分については、清算の対象となります。

支給の確定していないものについては、不確定要素が多いものという理由で清算の対象としては認めないとするのが判例です。

### 債務(借金)

自分のために個人的に借りた債務は、清算の対象にはなりません。共同生活をしていくうえで生じた債務は、夫婦共同の債務として財産分与の対象となります。

### 婚姻費用

別居が長期に及んだ場合、その間の妻の生活費は婚姻費用の分担として夫に請求できます。過去に支払われなかった婚姻費用は、財産分与として請求できると考えるのが判例です。(婚姻費用分担の項参照)

---

## 財産分与は課税対象か?

財産分与の額が、夫婦相互の協力で得た婚姻中の財産の額や社会的地位からして、夫婦共有財産の清算として妥当な額であれば、贈与税は発生しません。

### 支払う側の税金

現金で支払う場合には、課税されません。

現金以外で分与すると、譲渡所得税という税金が生じます。

不動産、株式、ゴルフの会員権などを譲渡して財産分与とする場合、所得税法で定める資産の譲渡に該当するとして、譲渡所得税が生じる場合があります。

### 受け取る側の税金

財産分与を現金で受け取る場合には、所得税も贈与税も発生しないのが原則です。

不動産を譲渡される側は、譲渡された後で不動産取得税が掛かります。

そのほか、例外として以下のような状況が挙げられます。

- 一切の事情を考慮しても財産分与として分配された財産額が多過ぎる場合は、その多すぎる部分について、贈与税が掛かります。
- 離婚を手段として、見ためには財産が譲渡されたものであるように見せ掛けて、不正に税金を逃れたと疑われる場合は、贈与があったと判断されて贈与税が発生する場合があります。

## 婚姻費用

結婚生活が安定していれば意識され難いですが、一旦、諍い事が生じたり、相手に疑念を感じたりすると気になってくる事柄もあります。

夫婦間の義務というのも、そのひとつではないでしょうか？

お互いの生活を自分の生活の一部として、相手側が自分と同じレベルの生活を続けていけるように扶養する「生活保持義務」と、婚姻で生じた費用をその資産や収入そのほか一切の事情を考慮して「分担する義務」が夫婦にはあります。

---

### 婚姻費用とは？

夫婦が生活する中で発生するいろいろな費用を婚姻費用と呼び、日常の生活費、衣食住の費用、医療費、交際費などのほか、子供の養育費が含まれます。

一方のみが就業してその収入で生計を立てる、共働きで各自の収入から出し合って家計としている場合には、互いの生活保持・婚姻費用分担の義務は果されています。

別居状態にある、同居していても収入のある側が生活費を渡さないといった状況になって、婚姻費用の問題が生じてきます。

---

### 婚姻費用分担請求

分担額は、夫婦間の合意で決定されるのが一般的ですが、協議でまとまらない場合には、家庭裁判所に「婚姻費用分担請求」の調停を申立て、話を進めることが可能です。

合意が成立しなければ審判手続きに移行し、審判により妥当な額が決められます。

家庭裁判所が、その分担額を定めるにあたっては、別居に至った事情、夫婦関係の破綻の程度、破綻に対しての有責度、当事者の収入などから算出します。

離婚を前提として夫婦間で協議を持つ場合、別居中の費用の工面や同居中であっても生活費を渡さないといった金銭的暴力に対抗するため、前もって分担請求の申立を行ない、家庭裁判所を通した支払いが要求できますが、強制力がないのが欠点となっています。

調停が不成立に終わって審判まで進んだ場合には、強制力を持つ「審判前の保全処分」という命が下され、婚姻費用の支払いを拒んだとしても、給料の差し押さえなどが可能となります。

尚、裁判所は支払いを求める請求が申し立てられた時点を婚姻費用の計算の起日としますので、請求はできるだけ早い方が損をしません。



## 有責側からも請求可能

例えば、専業で家事に従事し収入のなかった妻が、無断で家を出て別居状態になった場合でも、妻から夫へ婚姻費用請求が可能です。

但し、有責性の多寡によって婚姻費用が減額される可能性もあります。

## 養育費

養育費については、「まともに払ってくれない」という解決されなければならない話以外にも「再婚したのでもう払いたくない」という支払う側からの声もよく耳に入ってきて、あの方からは、事情はわかるもののそこが甲斐性の見せ所ではないかと言ってやりたい気持ちを強く感じています。

実際に、養育費の支払い義務がある元パートナーの半数以上が、支払いを止めてしまっているのが実状で、その数だけ困窮している人がいるということなのです。

養育費について、一般的な知識を押さえましょう。

---

### 養育費とは?

子供が独り立ちするまでには、衣食住、教育、医療、文化、娯楽、交通など様々な形の費用が発生します。

親には、子供が自立するまで扶養する義務があり、離婚して子供と別れて生活することになってもその義務は続きます。

このような子供を監護・教育するのに必要な費用を養育費と呼び、親権の有無にかかわらず、父母の資力に応じて分担しなければなりません。

養育費の支払いは子供に対しての親の義務であり、どんな理由の離婚であっても子供については取り決めを持たなければなりません。

また、離婚をしたあとでも子供が自立するまでは、養育費の分担について話し合うことが可能です。離婚を焦って、意にそぐわない取り決めを作ってしまうだけでも、協議や調停の場で意見のすり寄りを持つことができるのです。

---

### 養育費の発生期間

子供が社会人として自立するまで扶養の義務があるといっても、必ずしも未成年者が成人するまでを意味している訳ではありません。

高校を卒業するまで、18歳になるまで、成年に達するまでなど判決は様々で、具体的には、親の資力や子供の進学意欲などの家庭環境によって判断されています。

よく問題になるのは、大学進学のコストが養育費として請求可能なのかということです。裁判例は、資力の余裕がある父親と争いになったケースで、子供に大学進学能力がある限り、大学教育を受けさせるのが普通家庭における世間一般の通例であるとして養育費として認めています。

養育費の請求には時効がないので、過去に遡った請求が可能とはなっていますが、過去の分について思ったような結果を得るのは困難なようです。

### 養育費の相場

夫婦双方の資産、収入、職業、社会的地位などを考慮し、子供1人の場合月2～6万円、子供2人の場合月4～6万円というのが一般的な金額のようです。

また、家庭裁判所の審判や地方裁判所の判決で採用されている養育費の算定基準がいくつかありますが、いずれも決定的なものではなく、双方の資力によってケースバイケースで決められているのが現状です。

---

### 養育費を変更する

仕事が変わって収入が減った、増えたなど養育事情に変化があれば養育費の免除や減額、増額が可能です。

協議でまとまらない場合には、家庭裁判所に養育費増額請求の調停、養育費減額請求の調停を申し立てられます。

### 養育費の増減で考慮される事情

- 入学、進学に伴う費用の必要
- 病気や怪我による治療費の必要
- 受け取る側の病気や怪我
- 受け取る側の転職や失業による収入の低下
- 物価水準の大幅な上昇
- 支払う側の病気
- 支払う側の転職、失業
- 受け取る側の収入増

---

### 養育費の請求をしないと約束した場合

離婚したい一心で、「離婚してくれれば、養育費の請求はしません」と約束してしまうことがあります。

法律上、子供が親から扶養を受ける権利は放棄できないとされています。

父母の約束は2人の間では効力があるものの、子供は父母間の約束とは無関係なので、離婚の際に養育費の請求をしないと約束していても、その後の経済状況などで、養育が不十分となった場合には養育費の請求が認められます。

但し、無条件という訳ではなく、過去に遡った養育費の請求については難しくなるようです。

## 裁判費用

---

### 協議って?

裁判には、刑事裁判と民事裁判の2つがあります。

例えば、傷害事件で被害者となるなどして、相手を訴えたい場合は、刑事裁判となるので自分では起訴ができません。警察の調査をもって検察官が起訴します。

それに、刑事裁判では訴訟費用のほか、被害者側が弁護士に依頼することもないので、弁護士費用も発生しません。

一方、離婚や慰謝料の請求を訴訟で争う場合などは民事裁判となり、訴訟費用が発生し、単独で起訴することも可能とは言われていますが、弁護士に依頼するのが一般的となっており、その場合は弁護士への依頼料なども負担する必要があります。

---

### 訴訟費用とは?

訴訟費用とは訴訟提起の手続きに要する「印紙代」「郵便切手」のことで、印紙代が8200円、さらに慰謝料を請求する場合は慰謝料額に応じて8600円～57600円、養育費、財産分与の請求には900円分の印紙代を加算します。

裁判に勝てば相手側に訴訟費用の支払いを請求することができますが、弁護士への依頼料や証人の日当や旅費は訴訟費用に含まれないので、原告側の負担となります。

---

### 弁護士費用

弁護士への相談は、相談内容などにより違う場合がありますが、30分5000円から10000円の範囲がほとんどです。

また、弁護士へ訴訟を依頼する場合は、最初に、訴状に貼付する印紙代、裁判所に納める切手代、提出書類のコピー代、交通費、電話代など該当する実費のほか、訴訟を最後まで処理してもらうため、一般的に依頼料と言われる着手金の支払いがあり、事件終了時には報酬金が発生します。

着手金と成功報酬の金額は報酬規定を基準に、訴訟内容や難易度等を考慮して決められます。

離婚だけの依頼であれば、調停・交渉の場合で着手金と報酬は共に20万円以上50万円以下、訴訟になって30万円以上60万円以下が標準額です。

離婚と合わせて慰謝料や財産分与などの財産給付の請求では、財産給付による実質的な経済的利益の額を基準として、通常の訴訟などの着手金及び報酬金以下の適正妥当な額が加算されます。

離婚訴訟の約95%で当事者が弁護士へ訴訟を任せているというデータが示すように、弁護士の利用は一般的となっておりますが、その費用の平均が40万円～60万円と高額となっているので、誰もが気軽に利用できるとは言えないかもしれません。

## 法テラス

2006年より、国民が法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供をどこでも受けられるようにとの構想で、法務省所管の日本司法支援センター(愛称:法テラス)が設立され、トラブル解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体といった関係機関の相談窓口を無料案内しているため、資金の負担に躊躇してしまう場合は、ご利用をお勧めしています。

法テラスでは、そのほか、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった場合、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替え、犯罪の被害にあわれた方への支援など行なっています。

日本司法支援センター「法テラス」	
問い合わせ	0570-078374 ※PHS・IP電話用 03-6745-5600 ※通話には一律3分8.5円を要します。
開設時間	平日 09:00～21:00 土曜日 09:00～17:00

## 親権問題

婚姻中は子供に対して、共同で親権が持たれていますが、離婚後は、夫婦の一方にのみ親権の保有が許されており、また、いずれもが親権を放棄することは許されていません。

未成年の子供がいる場合、離婚後の親権者を夫婦のどちらにするか決めなければ離婚は認められません。

親権は当事者間の協議で決定可能ですが、子供の生活や福祉、教育面を考えて決めることが大切で、両親のエゴや意地の張合いなどで決めるものではなく、親の権利というよりも子供を守る制度という側面が強くなります。

とにかく離婚したいからといって、とりあえずどちらかを親権者に仕立て、離婚が成立してから詳細を話し合おうと思っても、手軽に変更できる訳ではなく、家庭裁判所の許可が必要となるので、安易な決定は避けなければなりません。

---

## 親権とは?

親権は法律上「身上監護権」と「財産管理権」の2側面に分けられています。

身上監護権は、子供の身の回りの世話や、しつけ、教育をすることです。

財産管理権というのは、子供に財産があればその管理をすることであり、また契約、訴訟など法律行為を子供に代わって執り行うことです。(法定代理人)

特に取り決めを持たない場合は2つをまとめて親権として扱います。

但し、離婚では、親権から身上監護権の部分を切り離し、親権者とは別の監護者を定めることが可能で、親権を持たない方が監護者となり、子供の世話ができるようになっています。

---

## 子どもが複数いる場合

一般的に、未成年の子供が複数いる場合、特に全員の年齢が低いという状況では、どちらかの親が全員の親権者になるのが原則です。

親権者を子供によって替えるのは、特別な事情があるときや子供がある程度の年齢に達している場合です。

## 親権者を決定する基準

親権者の決定は、どちらの親を親権者と定めたら子供に利益があり、幸福になるかを基準としています。経済力については、養育費の支払いによって解決できるので、必ずしも重要な要素とはなりません。また、不貞行為など有責配偶者だからといって親権者になれない訳でもありません。

判例の代表的な傾向を挙げます。

- 離婚前に別居しているときは、親権者としてよほど不適切でない限り、子供と生活を共にしていた親が有利となります。
- 子供が乳幼児の場合は、特別の事情がない限り、母親が優先的に親権者になる場合が多いようです。
- 子供が生まれる前に離婚した場合、親権者は母親です。  
但し、子供の出産後、協議や調停、審判によっては親権者を父親に変更することも可能です。
- 子どもがある程度の年齢の場合は、その子供の意向が尊重されます。

### 考慮される親の能力と子供側の事情

親の能力	子供の事情
<ul style="list-style-type: none"><li>●心身の状態 ●生活態度</li><li>●精神的・経済的家庭環境</li><li>●子供への愛情の度合い</li><li>●従来 of 監護状況</li><li>●監護補助者の有無</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●年齢 ●性別 ●心身の発育状況</li><li>●従来 of 環境への適応状況</li><li>●環境の変化への適応性</li><li>●子供の意向</li><li>●父母との結びつき</li></ul>

## 親権から監護権を切り離す場合

親権を失うというと、子供に対する親としての権利全てがなくなるかのような印象を持ちますが、親権を持たない親にも子供の扶養義務があるほか、子供のしつけやどう教育するかなどについて、親として意見を述べる権利は残ります。

また、子供を引き取らない親が、親権に執着して離婚できない場合や、親権者にならなかった親がそれでも子供を育てたいという場合には、親権から監護者の側面を切り離し、子供と生活を共にすることが可能です。

但し、親権から監護権を切り離した場合、離婚届には記載されず、法的根拠がないので、協議離婚の場合には念書や公正証書の作成が必要です。

---

## 第三者でも監護者になれる

経済や健康上の事情で、子供の世話が疎かになってしまう場合があります。

その状況が長期に及ぶなら、親権者を決めたくて、夫婦の協議、または家庭裁判所の審判によって、双方の親や親戚のほか、児童福祉施設などの第三者を監護者として子供の引き渡しが可能です。

---

## 親権が決まらない場合はどうすればよいか

夫婦双方が親権を主張する、または放棄する場合、協議で決まらなければ家庭裁判所へ親権者指定の調停を申し立てます。

それが不成立であれば、手続きは移行して審判になります。

また、裁判離婚する場合は、裁判所が父母の一方を親権者と定めます。

監護者についてもまず協議で決め、決まらない場合には、家庭裁判所に子の監護者指定の調停を申し立てます。

審判では家庭裁判所が職権で手続きを進め、家庭裁判所調査官の事実調査に基づき、当事者の審理が行われた後、審判が下されます。



## 面接交渉

離婚後、親権者または監護者にならなかった方が、子供と面会したり、一緒に時間を過ごしたりすることを面接交渉と呼び、その権利を面接交渉権と言います。

この面接交渉権は、民法などの条文に規定された権利ではありませんが、判例や家庭裁判所でも認められています

面接交渉が認められる基準は、親権同様に子供の利益・福祉にあります。

面会によって、子供に悪影響があるような場合は、権利はあっても面接交渉権が制限されます。

## 姓・戸籍の問題

日常生活で意識されることは少ないですが、結婚や離婚を想定した場合、戸籍のことは避けては通れない問題です。

戸籍の周りにはどのような決まりがあるのか、一般的な知識を身に付けましょう。

---

### 戸籍とは?

戸籍は、一組の夫婦とこの夫婦と同じ氏を名乗る子供との関係を記した公文書です。一つの戸籍には同一の氏を持つ者しか記載されない、一つの戸籍に記載されるのは、夫婦とその子供の2世代までという二つの原則があります。

戸籍には、具体的に以下の内容が記載してあります。

#### ●本籍地

本籍とは、戸籍の所在地のことです。自分が現在住んでいる所とは関係なく、日本国内であれば、自由に選ぶことができます。

また、本籍はいつでも自由に変更可能で、この手続きを転籍と呼んでいます。転籍の事実、戸籍事項欄に記載されるので、転籍する以前の戸籍を遡ることが可能です。

#### ●戸籍筆頭者

結婚により、新しく夫婦となるカップルはどちらかの氏を名乗るのが一般的です。

その氏を選ばれた方が戸籍筆頭者と呼ばれていますが、両者の民法上の権利義務に差はなく、戸籍を特定するための見出しだという説明がされています。

#### ●父母欄、父母との続柄欄

戸籍の父母欄には原則として、実父母の氏名と続柄が記載されます。

続柄というのは、家族内のある人物と別のある人物の関係を示す用語です。

### 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票

戸籍の記載事項全部を原本と同一の様式によって転写したものを戸籍謄本といい、戸籍の記載の一部を請求により、抜粋して転写したものが戸籍抄本です。

戸籍がある本籍地には戸籍謄本のほかに戸籍の附票という公文書があります。

戸籍の附票には、その戸籍に記載してある人物の現在住所とその本籍地での住所の移転経歴が記載されます。

### どこに行けばいいの?

戸籍謄本を取得するには本籍地の市区町村の役場に請求することになります。

本籍地に行けない場合は、本籍地の近くに住んでいる親族や知人に代わりに取得してもらったり、郵送で取寄せたりも可能です。

どちらの場合も市区町村の役場への必要書類の確認が必要です。

---

### 離婚による姓と戸籍への影響

離婚後の姓と戸籍について、結婚時に夫が筆頭者の戸籍に、妻が入籍した場合を例に説明します。妻の選択肢は3つあります。

- 旧姓に戻り、実家の戸籍に入る
- 旧姓に戻り、自分で新しい戸籍を作る
- 元夫の姓のまま、新しい戸籍を作る

両親が離婚しても、子供は原則として結婚時の夫婦の戸籍に残ります。

親権者となった母親が旧姓に戻った場合、子供と母親の氏と戸籍は別ということになります。母親が離婚後も結婚時と同じ氏を名乗っても、見掛けは子供と同じ氏ですが、法律的には子供と戸籍が異なる為、氏も別として扱われます。

子供を自分と同じ戸籍にしたい場合は次のような手配を必要とします。

- (1)自分を筆頭者とする新しい戸籍を作る
- (2)家庭裁判所に「子の氏の変更許可書」を提出する
- (3)家庭裁判所にて、姓の変更が受理されたあと役場に「入籍届」を提出する

以上の手続きをもって、子供の姓と戸籍が自分と同じになります。

## 戸籍移動の図解

結婚前、婚姻中、離婚後という人生の三つの場面における、佐藤B子さんの戸籍の移動を図で表します。

